

平成28年11月25日開催

新庄市農業委員会第30回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年11月）議事録

1. 開催日時 平成28年11月25日（金）10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第135号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第136号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 4 議案第137号 農用地利用集積計画について
日程第 5 報告第 68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 69号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	主 事	渡部 瑞姫

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第30回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第30回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番の高橋敏行委員と11番の小嶋忠昭委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第135号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第135号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの10件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第135号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について報告します。19日に調査いたしました。△△さんは、親子関係であり、同一世帯の経営移譲のための再設定でありまして、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区2番について11月19日に調査いたしました。△△さんと△△さんは、本家・分家の関係でして、対価の方も双方が納得しての申請ですので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

19日に調査いたしました。この畑は△△さんの屋敷の隣にある農地でした。対価についても双方納得していますので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○8番

19日調査いたしました。△△さんと△△さんは賃借権の設定ですが、賃借料について合意しています。単価14,000円とありますが、水代は△△さんが支払うということで、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

18日に調査いたしました。新庄市農協の担当者とも十分に協議をし、みなさんにも営農計画を審議していただき、許可相当と認めましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について11月20日に調査いたしました。△△さんと△△さんですが、これは事務局とともに現場調査を行い、この農地を完璧に農地として利用するという約束の下、△△さんが実行するということでしたので、許可相当ではないかと思っております。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○21番

11月18日に調査確認いたしました。△△さんのお姉さんが、△△さんの息子さんに嫁いで、親戚関係になっています。賃借権の再設定であり、双方合意での賃借料でありますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○4番

11月20日に調査確認したところ、△△さんのお兄さんが亡くなって、近所の△△さんに作ってもらうということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○15番

21日に調査いたしまして、△△さんと△△さんは親戚関係でございます。事務局の説明の通り、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番について11月20日に調査いたしました。息子さんの就農に当たり、親から子への贈与でありますので、なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第135号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第135号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第136号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第136号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から稲舟地区1番までの2件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番。19日に調査いたしました。農地法第3条でも申し上げましたけども、本家、別家にあたります。△△さんは高齢であり、耕作面積を少し減らしたいということでの解約でありますので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。△△さんと△△さんは、期間満了で、問題ありませんでした。この土地は、次の耕作する人は決まっているようで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第136号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第136号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程4、議案第137号農用地利用集積計画についてを上程いたします。ここで高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席を求めます。暫時休憩。

<「高橋眞委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第137号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番の11件でございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、11件について、ご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定8件、所有権移転3件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第137号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第137号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで退席委員の入場を認めます。暫時休憩。

<「高橋眞委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第5、報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの9件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、9件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第6、報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項については可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年11月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 高橋 敏行

議事録署名委員 小嶋 忠昭